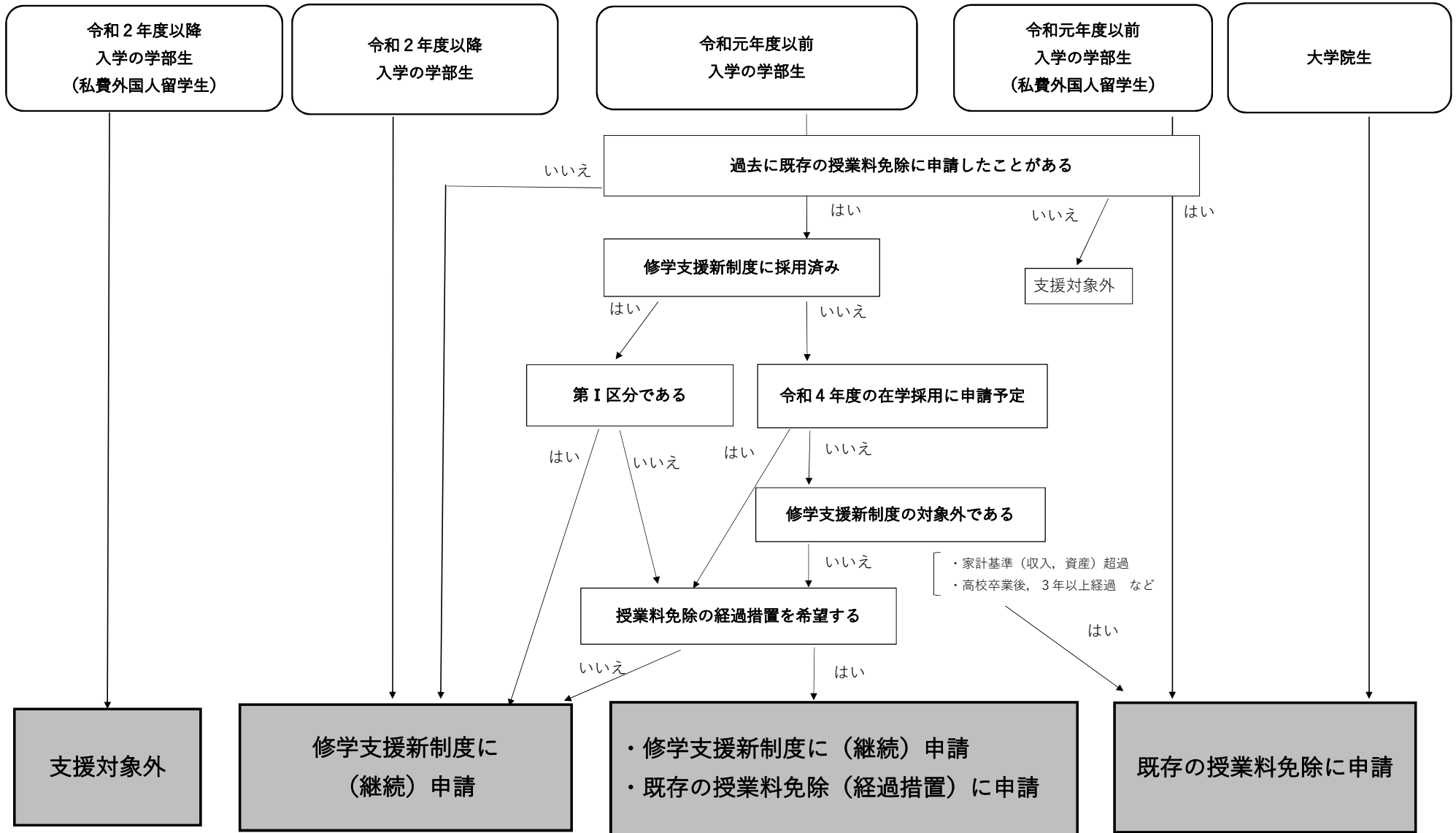


令和4年度授業料免除フローチャート

※経過措置の対象は、既存の授業料免除に申請したことがあり、「修学支援新制度」の対象外または授業料免除額が減少となる者に限ります。



※詳細及び提出が必要な書類は、裏面の表で確認してください。

対象	令和2年度以降 入学の学部生				令和元年度以前入学の学部生									大学院生	
	日本人学生		外国人 留学生		日本人学生						外国人留学生				
現在の 支援状況	入学時から令和2年度後期分まで で既存の授業料免除申請状況 (※家計急変を除く)														
	給付奨学金の現在の支援区分														
	既存の令和3年度 授業料免除の結果※1														
	修学支援新制度への 申込の可否														
	給付奨学生の授業料減免関係書類 (継続申請書, 授業料免除願, 家 庭調書)の提出														
必要な書類が 必要	既存の 授業料免除への 申請可否														

※1 過去に学力基準が不適格により不許可の判定しか受けたことがない場合も、家計基準を満たしている場合は申請可能です。

※2 前回の授業料免除申請時から収入や控除の状況が変更した場合で、全額免除基準対象者は申請してください。